

# ブロック塀 安全度判定シート



老朽化したブロック塀を撤去して、ネットフェンスに改善した事例

令和4年4月  
袋井市 都市計画課

# ブロック塀の安全度判定シート

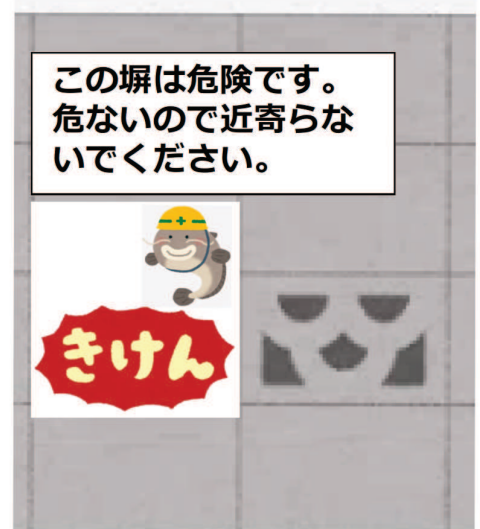
あなたの所有している既存ブロック塀の安全性について判定を行いましょう。まずはじめに、次の3項目について行って下さい。

※静岡県くらし環境部建築住宅局建築安全推進課 出典資料抜粋

1. 塀は高すぎないか	点検結果	
	適合	不適合
<p>塀の高さは、地盤から <b>2m 以下</b> かどうか調べてください。</p> <p>地盤に差があるところは、低い方の地盤から測る。 側溝に沿ったところは、側溝の底から測る。 石積の近くにある塀は、石積の近くにある塀は、図のように測る。</p>		

2. 控壁はありますか	点検結果	
	適合	不適合
<p>控壁は、次の①及び②について調べてください。</p> <p>① 控壁は塀の長さ<b>3.2m(ブロック8個)</b>以下ごとに設置されているか。 ② 控壁の長さは <b>40cm 以上</b> あるか。</p>		

3. 塀の傾き、ひび割れはないか	点検結果	
	適合	不適合
<p>塀が傾いたり、ひび割れていないか、また、鉄筋が錆びていないか調べてください。</p>		



◎ **ひとつでも不適合な場合は注意表示を行ってください。**

◎ 「3つ」 すべて「適合」の場合

→ 引き続き適切に維持管理をお願いします。P2へお進みください。

◎ **1つでも「不適合」があった場合は？**

→ **危険です。**

● **ブロック塀等所有者は、周辺や通行者に対し、ブロック塀が危険であることの「注意表示」を行ってください。**

● **道路に面したブロック塀を撤去する場合の補助制度をご案内します。P3へお進み下さい。**



さらに、下記の内容についても確認することが非常に大切です。ご不明な点があれば、お近くの建設工事業者さんに相談・点検をしてもらいましょう。

## 確認1：基礎の根入れはあるか

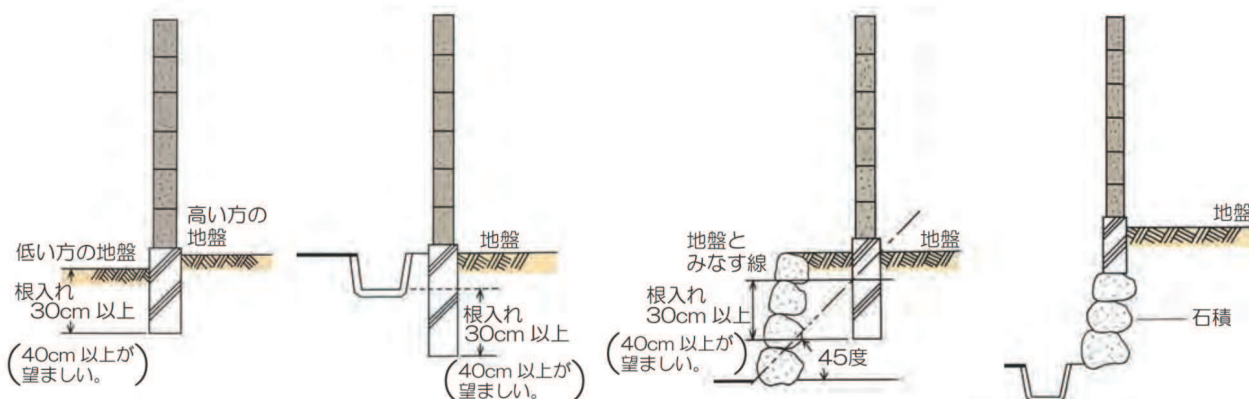
コンクリートの基礎は、**地盤から30cm以上**根入れされていることが必要です。まわりを掘って調べてください。(根入れは40cm以上が望ましい。)  
(「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分をいいます。)

地盤に差があると  
ころは、低いほう  
の地盤から測る。

側溝に沿ったとこ  
ろは、側溝の底か  
ら測る。

いしづみ  
石積の近くにある  
ものは、下図よう  
に測る。

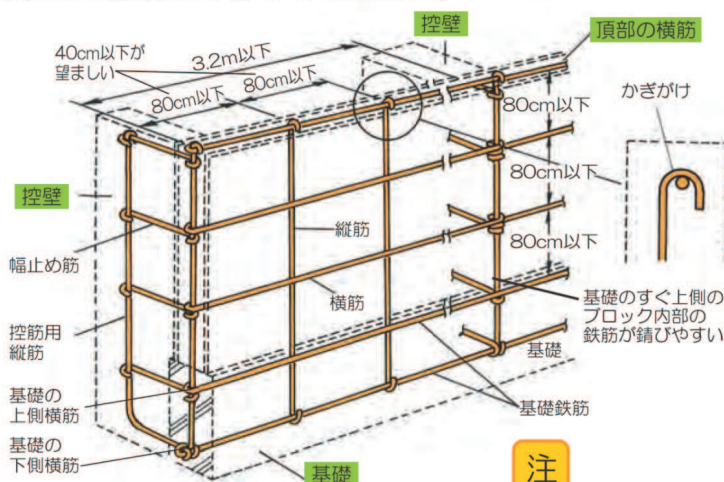
いしづみ  
石積の上にあるも  
のは、根入れがな  
いものとする。



## 確認2：塀に鉄筋は入っているか

直径 9mm 以上の鉄筋が、塀の中に次の①、②及び③のように入っているか調べてください。この点検は、塀を造った施工者などと相談して行ってください。

- ①鉄筋は、**縦横とも 80cm 以下**の間隔で入っているか。(縦筋は 40cm 以下が望ましい。)
- ②縦筋は、頂部の横筋にかぎがけされているか。また、基礎の下側の横筋にかぎがけされているか。
- ③控壁の鉄筋は、図のように入っているか。



### 内部の鉄筋の点検方法

- 鉄筋探査機※により、ブロック塀の鉄筋位置を調べる。

### 注

10年以上経った塀は、雨水などにより鉄筋が錆びている場合が多いので、注意して調べてください。



# ブロック塀の耐震改修促進事業の補助制度ご案内

正しく施工されていないブロック塀や、老朽化して傾いたブロック塀は、地震時に倒壊して通行人に危害を及ぼしたり、避難・救援活動の妨げになる可能性があります。

また、地震などによりブロック塀が倒れて通行人が死傷した場合、そのブロック塀の所有者に損害賠償義務が発生すると民法で定められています。

皆さんでブロック塀の耐震化を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しましょう。

それでは、補助制度についてご案内します。

## 1. 対象となるブロック塀等について

次の項目にすべて該当するものが対象となります。

### ① 公道に面したもの

※改善事業については、次に該当するものとなります。

- ・避難路・緊急輸送路等に面したもの
- ・津波避難困難地域(国道150号より南側の地域)
- ・小・中学校の通学路沿い

### ② 危険なもの(ひび割れ・傾きがある、控壁がない、厚みが10cm以下)

### ③ 4段以上のもの(ブロック部分の高さが60cmを超えるもの)



## 2. 補助額について(※ただし、いずれの場合も補助金の額のうち1,000円未満は切り捨て)

事業区分	対象区域	補助額※	上限額
ブロック塀を撤去する場合(撤去費補助)	・津波避難困難地域 (国道150号以南) ・緊急輸送路沿い等 ・通学路沿い	撤去にかかる費用と基準額【塀の長さ×8,900円/m】を比べて少ない額の2/3以内	26.6万円
	・市内全域	撤去にかかる費用と基準額【塀の長さ×8,900円/m】を比べて少ない額の1/2以内	20万円
ブロック塀を改善する場合(改善費補助)	・津波避難困難地域 ・緊急輸送路沿い等 ・通学路沿い	改善にかかる費用と基準額【塀の長さ×38,400円/m】を比べて少ない額の2/3以内	33.3万円

### ※注意

・幅が4m未満の公道に面したブロック塀を改善する場合、塀の後退が必要になることがあります。詳しくはP6を確認してください。

・通学路沿いは、小中学校の通学路沿いで市学校教育課が定めているものに限りません。

次のページに補助制度を活用した場合の算定シートを作成します。補助制度を活用すると、どのくらいの補助を受けられるのか計算してみましょう。



## 補助金額の算出方法例（撤去事業）

例：津波避難困難地域内の道路沿いブロック塀を15m撤去した場合

補助金は工事見積り金額と、1mあたりの基準単価に撤去延長を乗じて得た基準額を比較して、いずれか少ない額の※3分の2（千円未満切捨）となります。  
（※その他市内全域は1/2となります）

工事見積額 = 150,000円 （136,364円 + 消費税）

基準額 =  $\overset{\text{基準単価}}{8,900\text{円}} \times \overset{\text{撤去延長}}{15\text{m}} = \text{133,500円}$   
●ブロック塀等撤去事業=8,900円

工事見積額（税込） 150,000円	≥	基準額 133,500円
-----------------------	---	-----------------

### ◎ 補助金額

基準額 133,500円	×	補助率 2/3	=	補助金額 89,000円
-----------------	---	------------	---	-----------------

<補助金上限額>

- 津波避難困難地域  
緊急輸送路沿い  
小中学校の通学路沿い  
26.6万円

- その他市内全域 20万円

<補助率>

- 津波避難困難地域  
緊急輸送路沿い  
小中学校の通学路沿い  
2/3

- その他市内全域 1/2



89,000円

千円未満端数処理

上の例を参考に、あなたも補助金額の算出を行ってみましょう

工事見積額 =                      円

基準額 =  $\overset{\text{基準単価}}{8,900\text{円}} \times \overset{\text{撤去延長}}{\text{                    }} \text{m} = \text{                    }$  円

安い方の額が補助算定額  
になります→

工事見積額（税込） 	≤	基準額 
---------------	---	---------

### ◎ 補助金額

工事見積額（税込） 	×	補助率 	=	補助金額 
---------------	---	---------	---	----------



                     円

千円未満端数処理

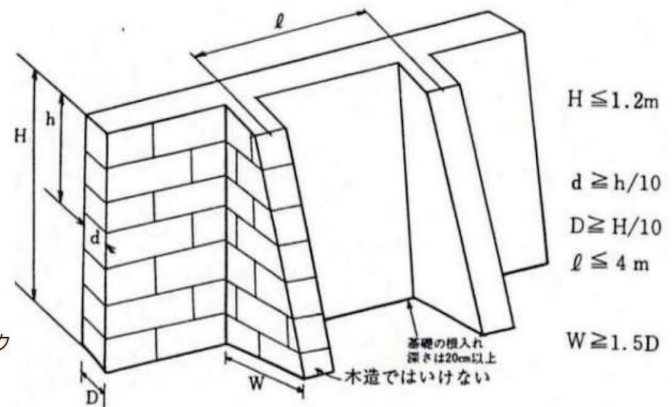
# 新しくブロック塀を作る場合の構造基準について

◎ 新しくブロック塀を造るときには、ブロック塀の構造の基準が建築基準法に定められています。法律を守ったブロック塀を工事業者さんに造ってもらいましょう。

## <建築基準法施行令第61条 組構造のへい>

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

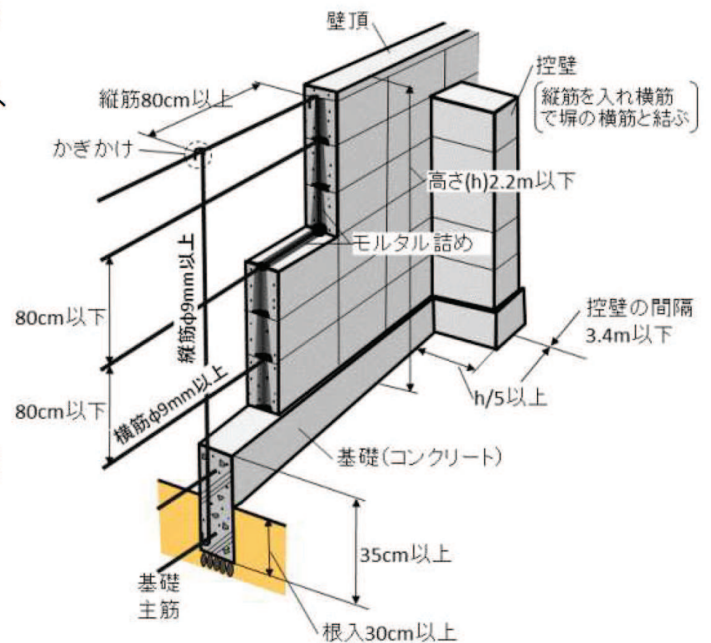
- 1 高さは、1.2m以下とすること。
- 2 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 3 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 4 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。



## <建築基準法施行令第62条の8 塀>

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2m以下の塀にあつては、第5号及び第7号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 1 高さは、2.2m以下とすること。
- 2 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあつては、10cm）以上とすること。
- 3 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- 4 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置すること。
- 5 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 6 第3号及び第4号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 7 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。



新潟県建築住宅課ホームページ「ブロック塀等の安全対策に心掛けましょう」出典資料抜粋



さらに、ブロック塀を設置する場合、道路の幅が4 m未満の場合は、注意が必要です。

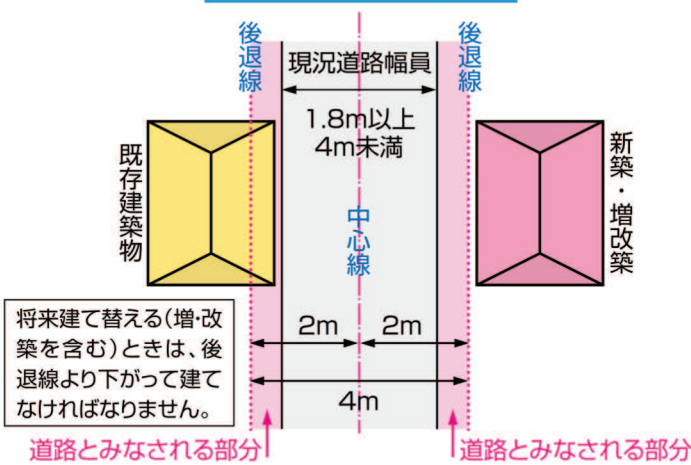
- ・道路とみなされる部分には、ブロック塀の設置をすることはできません。
- ・幅4 m未満の狭い道路（2項道路）沿いにブロック塀を建てる場合は、必ず市役所都市計画課建築住宅室(0538-44-3123)へ道路の後退が必要かどうか確認をしてください。

## 2項道路について

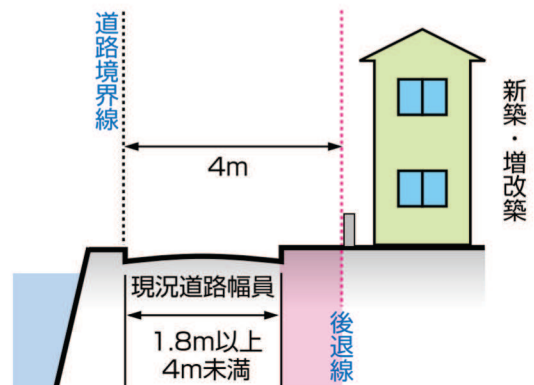
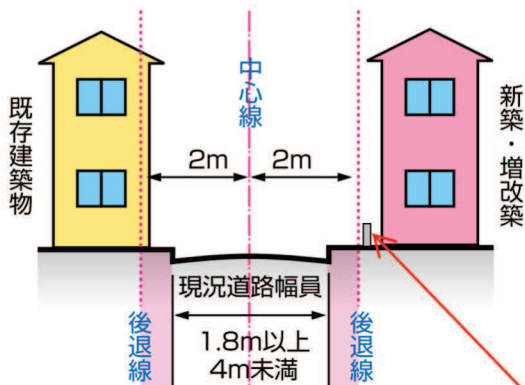
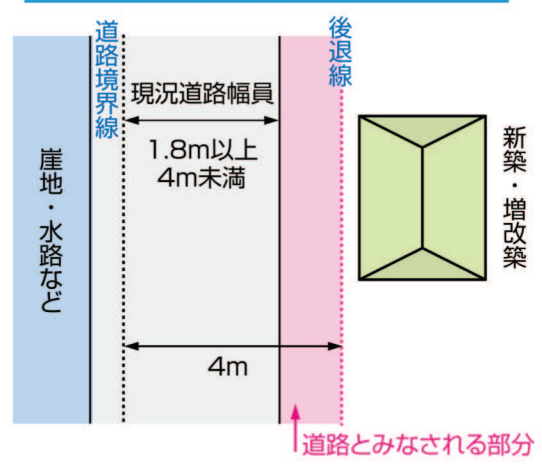
2項道路に面して建築物を建築する際には、道路中心線から両側に、それぞれ2m後退して建物や塀などを建てなければなりません。ただし、道路の反対側に崖や水路がある場合は、崖や水路の境界から片側へ4mの後退となります。

2項道路沿いにある敷地では、自分の敷地内であっても後退範囲内に建物、塀を建てることはできません。これは消火活動や避難路として防災上有効な幅員4mを、将来的に確保するものです。趣旨をご理解頂き、道路部分の確保を通して住みよい街づくりの実現に、ご協力をお願いします。

道路の両側が敷地の場合



道路の反対側に崖地や水路がある場合



道路後退線よりも敷地内であれば、ブロック塀は設置できます。

## 損賠償責任（工作物責任）について

ブロック塀の構造基準は、建築基準法に定められていますが、経年による劣化などによりブロック塀の安全性が確保されていない場合や、地震などによりブロック塀が倒れて通行者が死傷した場合は、ブロック塀の所有者においても管理責任を負う可能性がありますので、適正なブロック塀の管理に努めましょう。

安全点検の結果、所有のブロック塀が危険であることが判明しましたら、周囲や通行者へ注意を促す「注意表示」を直ちに行ってください。



平成28年4月16日の熊本地震によるブロック塀の倒壊（熊本県上益城郡益城町）  
※縦の鉄筋がブロックの中に入っていないことが原因により、ブロック塀が転倒した。

◎ご不明な点がございましたら下記へご連絡ください。

袋井市役所 3階 都市計画課 建築住宅室

TEL 0538-44-3123 FAX 0538-44-3145

メール [toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp)